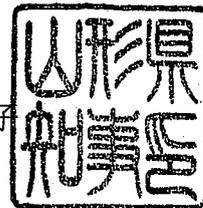


学文第 688 号  
令和 3 年 2 月 3 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県知事 吉村 美栄子



山形県公文書管理規程の改正に係る包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

山形県公文書管理規程（令和 2 年 3 月県訓令第 2 号）について、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

<理由>

同規程の本文、別表等には、課名、課名を略称した記号、職名等が含まれており、組織改編や職制の変更に伴い、頻繁に規定の整備のための一部改正が行われている。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

教 政 第 1460 号  
令和 3 年 2 月 26 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県教育委員会教育長



山形県教育委員会公文書管理規程の改正に係る包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

#### 記

#### 【諮問事項】

山形県教育委員会公文書管理規程（令和 2 年 4 月山形県教育委員会訓令第 6 号）について、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

#### <理由>

同規程の本文、別表等には、課名、課名を略称した記号、職名等が含まれており、組織改編や職制の変更に伴い、頻繁に規定の整備のための一部改正が行われている。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

形選管第 348 号  
令和 3 年 2 月 19 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷 真生



山形県選挙管理委員会規程の改正に係る包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

#### 記

##### 【諮問事項】

山形県選挙管理委員会規程（昭和 32 年 3 月県選挙管理委員会告示第 4 号）について、組織改編に伴い選挙管理委員会事務局の区分名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

##### <理由>

山形県選挙管理委員会規程における文書管理規程である第 6 章「公文書の管理」には、選挙管理委員会事務局の区分名、区分名を略称した記号、職名等が含まれており、組織改編や職制の変更があった場合には、規定の整備のための一部改正が行われることとなる。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

山人委第257号  
令和3年2月19日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦



山形県人事委員会公文書管理規程の改正に係る包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）第37条第1項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

#### 記

#### 【諮問事項】

山形県人事委員会公文書管理規程（令和2年3月27日県人事委員会訓令第1号）について、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

#### <理由>

同規程の本文には、課名、職名等が含まれており、組織改編や職制の変更があった場合には、規定の整備のための一部改正が行われることとなる。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

監委第 122 号  
令和 3 年 1 月 27 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県代表監査委員 武田 一夫



山形県監査委員事務局公文書管理規程の改正に係る包括承認について(諮問)

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例(平成 31 年 3 月県条例第 14 号)第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

#### 記

##### 【諮問事項】

山形県監査委員事務局公文書管理規程(令和 2 年 3 月山形県監査委員訓令第 2 号)について、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

##### <理由>

同規程の本文等には、職名等が含まれており、組織改編や職制の変更に伴い、頻繁に規定の整備のための一部改正が行われている。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

山形公委広第 1 号  
令和 3 年 2 月 4 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県公安委員会  
委員長 柴田 曜子



山形県公安委員会公文書管理規則の改正に係る包括承認について（諮問）

標記のことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

山形県公安委員会公文書管理規則（令和 2 年 3 月県公安委員会規則第 5 号）について、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

<理由>

同規則には、職名が含まれており、組織改編や職制の変更に伴い、規定の整備のための一部改正が行われる可能性がある。

このため、公文書管理の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正については、あらかじめ貴委員会の了承を得ておくことで、事務の効率化を図るものである。

広 第 7 号  
令和 3 年 2 月 4 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県警察本部長 佐藤 正顕



山形県警察公文書の管理に関する訓令の改正に係る包括承認に  
ついて（諮問）

標記のことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月  
県条例第 14 号）第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の  
意見を求めます。

記

【諮問事項】

山形県警察公文書の管理に関する訓令（令和 2 年 3 月本部訓令第 4 号）  
について、組織改編に伴い職名の変更があった場合、引用する法令の改正  
に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のた  
めの一部改正について、包括的に承認すること。

<理由>

同訓令には、職名が含まれており、組織改編や職制の変更に伴い、規定の整  
備のための一部改正が行われる可能性がある。

このため、公文書管理の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のた  
めの一部改正については、あらかじめ貴委員会の了承を得ておくことで、事務  
の効率化を図るものである。

山形労委第 108 号  
令和 3 年 1 月 22 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県労働委員会会長 立松 潔



山形県労働委員会事務局公文書管理規程の改正に係る  
包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

山形県労働委員会事務局公文書管理規程（令和 2 年 3 月山形県労働委員会訓令第 1 号）について、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

<理由>

同規程の本文、別表等には、課名、課名を略称した記号、職名等が含まれており、組織改編や職制の変更に伴い、頻繁に規定の整備のための一部改正が行われている。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

企業総企第 490 号  
令和 3 年 1 月 27 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県企業管理者 高橋 広樹



山形県企業局公文書管理規程の改正に係る包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

山形県企業局公文書管理規程（令和 2 年 3 月県企業管理規程第 2 号）について、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

<理由>

同規程の本文、別表等には、課名、課名を略称した記号、職名等が含まれており、組織改編や職制の変更に伴い、頻繁に規定の整備のための一部改正が行われている。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

県病第 699 号  
令和 3 年 2 月 9 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

山形県病院事業管理者 大澤 賢史



山形県病院事業局公文書管理規程の改正に係る包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

山形県病院事業局公文書管理規程（令和 2 年 3 月県病院事業管理規程第 4 号）について、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一部改正について、包括的に承認すること。

<理由>

同規程の本文、別表等には、課名、課名を略称した記号、職名等が含まれており、組織改編や職制の変更に伴い、頻繁に規定の整備のための一部改正が行われている。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わない「規定の整備」のための一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

地独山酒第 287 号  
令和 3 年 1 月 25 日

山形県公文書等管理委員会  
委員長 伊藤 眞知子 様

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  
理事長 栗谷 義樹



地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構文書管理規程の  
改正に係る包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県  
条例第 14 号）第 37 条第 1 項の規定により、下記事項について貴委員会の意  
見を求めます。

#### 記

#### 【諮問事項】

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構文書管理規程について、組織  
改編に伴い課名、職名等の変更があった場合、引用する法令の改正に伴う  
条項ずれがあった場合等、内容の変更を伴わない、規定の整備のための一  
部改正について、包括的に承認すること。

#### <理由>

同規程の本文、別表等には、課名、課名を略称した記号、職名等が含まれて  
おり、組織改編や職制の変更に伴い、頻繁に規定の整備のため的一部改正が行  
われている。

このため、事務の効率化のため、文書管理規程の実質的な内容の変更を伴わ  
ない「規定の整備」のため的一部改正について、あらかじめ委員会の了承を得  
るものである。

